

2. 運営監視事業の実施状況（令和元年度）

（1）福祉サービス利用援助事業実施社協への現地調査

福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の適正な運営を確保するため、運営監視部会では基幹的社会福祉協議会に対して、現地調査および書面調査の実施を通じ、現状把握に努めるとともに、必要に応じて社会福祉法第84条の規定に基づく助言を行うことができます。

社会福祉法第84条（運営適正化委員会の行う福祉サービス利用援助事業に関する助言等）

運営適正化委員会は、第81条の規定により行われる福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該福祉サービス利用援助事業を行う者に対して必要な助言又は勧告をすることができる。

- 2 福祉サービス利用援助事業を行う者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

①「福祉サービス利用援助事業実施社協への現地調査」

ア 期日・調査対象：

- 令和元年7月2日 浦添市社会福祉協議会
- 令和元年7月8日 沖縄市社会福祉協議会
- 令和元年9月18日 恩納村社会福祉協議会
- 令和元年11月8日 糸満市社会福祉協議会
- 令和元年11月12日 宮古島市社会福祉協議会

イ 調査内容：

- (ア) 事業取り組み状況や助言事項における対応状況
- (イ) 個別の契約の実施状況
- (ウ) 書類等の預かりサービスにおける書類等の管理
- (エ) 金庫の保管状況・運用状況
- (オ) その他

※上記5ヶ所の実施社協に対して運営監視部会にて報告及び助言事項を協議し、実施主体である県社協を含めて、適正な運営を確保するための助言文書を送付した。

（2）福祉サービス利用援助事業の実施状況等の報告聴取

福祉サービス利用援助事業の実施状況等の把握に努めるため、「運営監視部会」において、同事業の実施主体である沖縄県社会福祉協議会より事業実施状況等について報告を受け、運営上の課題への対応状況等を確認しました。

①「平成30年度 福祉サービス利用援助事業実績報告について」

ア 日 時：平成31年4月23日

イ 報告者：沖縄県福祉サービス利用支援センター職員

②「日常生活自立支援事業の実施状況の報告について」

ア 日 時：令和2年2月28日

イ 報告者：沖縄県福祉サービス利用支援センター職員